



**2019年度**  
**「国際研究開発／コファンド事業／**  
**日本－イスラエル・フランス・ドイツ**  
**研究開発協力事業」**

**－公募説明会資料－**

**2019年2月**

**国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構**  
**国際部**

# 目次

## I. 事業全般

1 - 1. 事業概要・目的	-----	4
1 - 2. 事業内容	-----	5
2. 応募要件	-----	10
3 - 1. 助成先の選定方法	-----	14
3 - 2. 採択結果の公表及び通知	-----	18
4. 留意事項	-----	19
5. 参考情報	-----	22

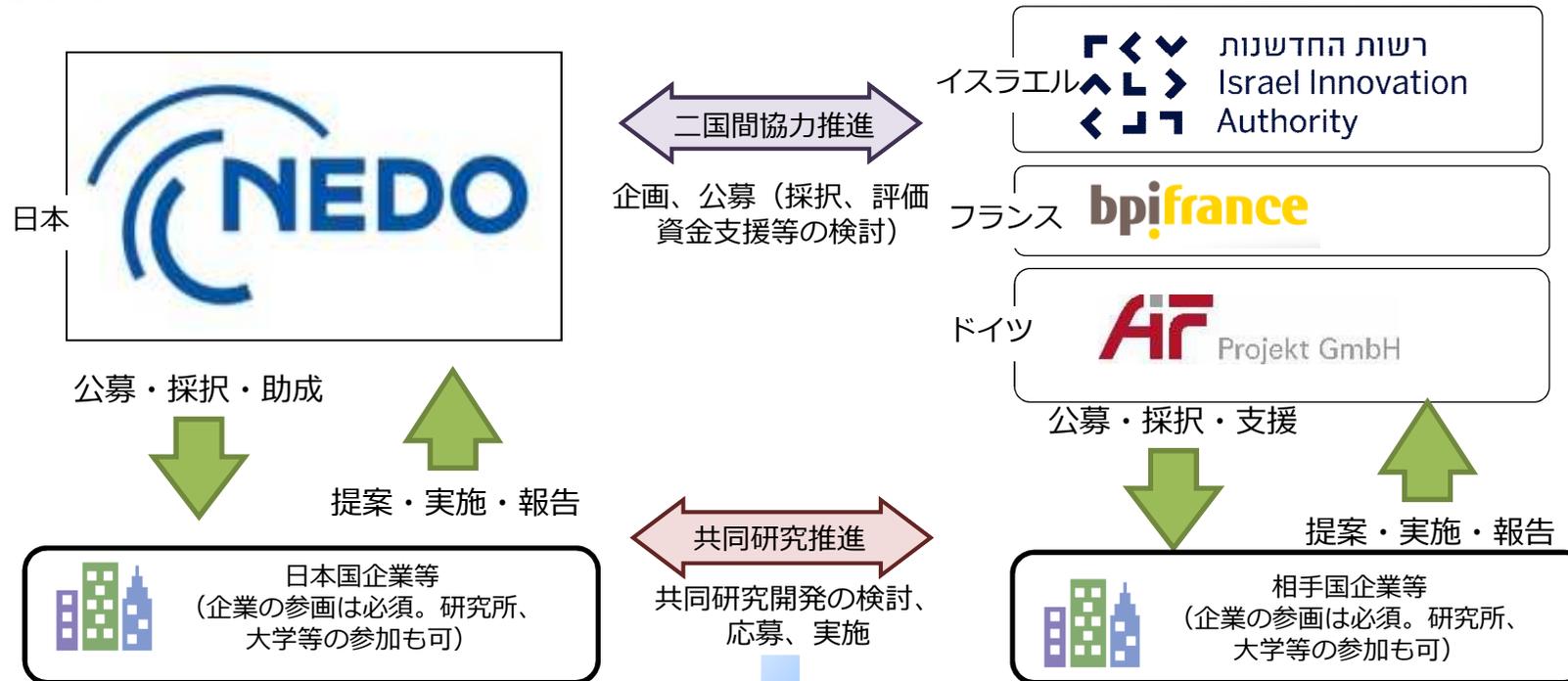
## II. 国別公募情報

6. イスラエル	-----	26
7. フランス	-----	32
8. ドイツ	-----	37
9. 問い合わせ先	-----	45

# I. 事業全般

# 1-1. 事業概要・目的

日本企業が、優れた技術を持つ外国企業と共同で実施する国際研究開発プロジェクトに対し、NEDOと相手国のファンディング機関が並行して、それぞれ自国企業の研究開発費用の一部を助成します（いわゆる「コファンド形式」）。これにより、日本企業の国際オープンイノベーションを後押しし、国内外の新規市場獲得のための技術革新の加速化を目指します。



日本企業のオープンイノベーション促進

革新的技術の創出、国内外の市場獲得・拡大

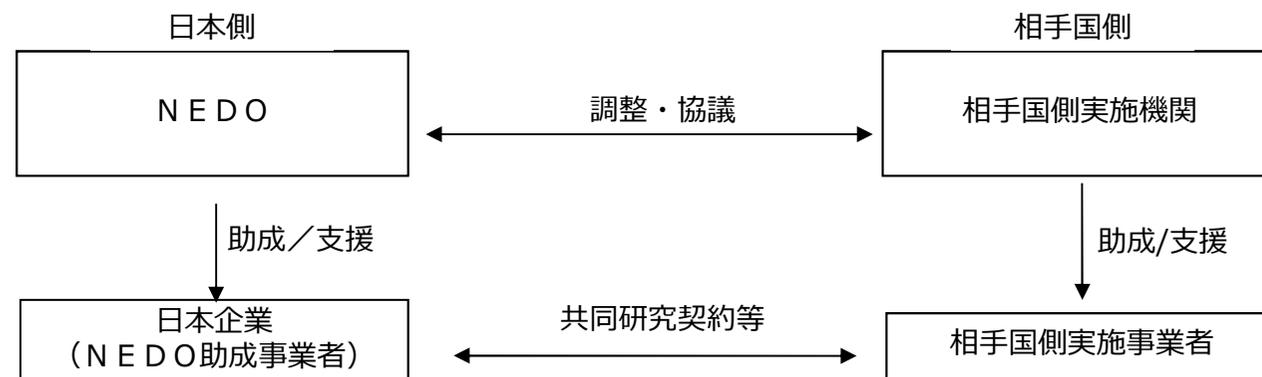
## 1-2. 事業内容（1）

### （1）対象となる技術分野

- NEDOが所掌する新エネルギー、省エネルギー、スマートコミュニティ、環境、ロボット・AI、IoT、材料・ナノテクノロジー等の分野

### （2）実施内容及び実施体制

- 本事業は、日本企業と相手国企業の共同研究開発を対象とします。
- NEDOは、**日本国内に研究開発拠点を有している単独ないし複数の日本企業等**（大学、研究機関を含む提案も可。ただし、必ず企業が代表提案者となり、大学・研究機関は企業からの委託先または共同提案者として参画すること。）を支援します。
- 研究開発に参加する**両国企業間に資本関係がある場合、原則、提案することはできません。**
- 日本企業による本公募への提案内容は、相手国企業等から相手国側実施機関に提出する提案と整合する必要があります。



## 1-2. 事業内容（2）

---

### （3）ドイツ CORNETにおける研究開発の実施体制

以下3者全てで組成されるプロジェクトコンソーシアム

- 〔1〕 技術組合等の組合又は中小企業が2社以上含まれる企業グループ
- 〔2〕 研究機関等（大学、研究所等）
- 〔3〕 研究成果が共有される中小企業5社以上が含まれる企業グループ

なお、NEDOは〔1〕及び〔2〕（〔2〕については〔1〕の委託先又は共同提案者として体制に加わること）に対して資金援助を行い、〔3〕は資金援助の対象外とします。（〔3〕は研究開発成果の共有のみで、〔1〕及び〔2〕と共同研究開発は実施いたしません。）

本公募への提案内容は、ドイツ側のコンソーシアムが相手国側に提出する提案する内容と同一である必要があります。

## 1 - 2. 事業内容 (3)

### (4) 助成対象期間

- 原則、**2019年度中の交付決定日から24か月間以内を助成対象期間**とします。**ただし、現時点では最長2021年2月末まで**とします。  
(予定)
- 採択後、**以下の事象が発生した際は、日本側の助成も終了することとします。**
  - 採択に係る研究開発の実施期間の終了前に相手国企業との共同研究開発が中止・終了した場合
  - 相手国企業が相手国側実施機関からの支援を受けることができなくなった場合又は支援を受けていないことが判明した場合 (自主的な取り下げ・取りやめも含む)

## 1 - 2. 事業内容 (3)

### (5) 事業規模 (NEDO負担額・事業者負担額の双方を含む)

- **総事業規模：1億円 (原則)**
  - 原則として、各年度あたり5,000万円を上限とする。
- **助成比率**
  - 中小・ベンチャー企業：2 / 3助成
  - その他 (大企業を含む)：1 / 2助成

例) 大企業が2019年度の事業規模を5,000万円で申請した場合、NEDO負担額が2,500万円、企業負担額が2,500万円

### (6) 採択件数

- イスラエル **2件**程度
- フランス **2件**程度
- ドイツ **2件**程度

## 1-2. 事業内容（2）

---

### （7）留意事項

- 提案時点においては、相手国企業との共同研究契約等が必ずしも締結されている必要はありません。ただし、提案事業の実施にあたっては、原則、**事業の開始前までに提案に沿って速やかに必要な共同研究契約等を締結する必要があります。**
- 提案書、役割分担、共同研究契約書等の相手国企業との調整は、提案者が提案前までに自ら行う必要があります。
- 相手国側の応募要件等については、相手国実施機関のホームページ等をご覧頂き、必要に応じて公募担当者への問い合わせを行って下さい。

## 2-1. 応募要件（1）

### （1）助成対象事業者（「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」第5条）

- i. 助成事業を的確に遂行するに足る**技術的能力**を有すること。
- ii. 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し**十分な経理的基礎を有すること**。
- iii. 助成事業に係る経理その他の事務についての**的確な管理体制及び処理能力を有すること**。
- iv. 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途定める基本計画を達成するために**十分に有効な研究開発を行う**ものであること。
- v. 当該助成事業者が助成事業に係る**企業化に対する具体的計画を有し**、その実施に必要な能力を有すること。
- vi. 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指しているものであって、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と**共同研究にかかる契約・協定等を締結すること**（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、**知的財産権の取り扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること**。
- vii. 当該助成事業の全部又は一部を複数の企業が共同して実施する場合は、各企業が当該事業の**研究開発成果の事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有して**おり、各企業間の責任と役割が明確化されていること。
- viii. **日本国内に研究開発拠点を有している**こと。

## 2-1. 応募要件（2）

---

### （2）助成対象事業

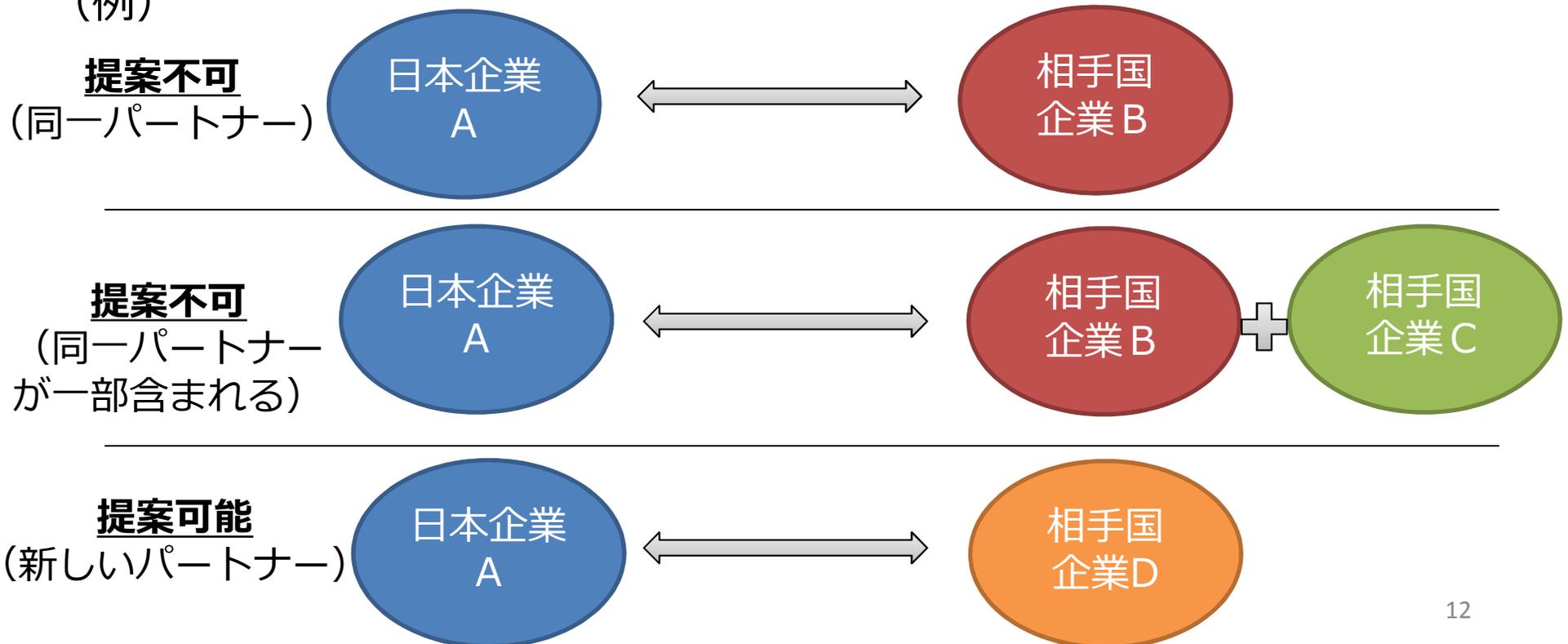
- i. 助成事業が、公募要領の「**3.事業概要(3)①**」で対象とした**技術分野における実用化開発を行う**ものであること。
- ii. 助成事業終了後直ちに実用化を目指す上での**開発計画、投資計画、実用化能力の説明を行う**こと。
- iii. 助成事業の事務処理については、**NEDOが提示する「課題設定型産業技術開発費助成事業」事務処理マニュアルに基づき実施すること（公募要領の4.(2)に記載のURLを参照）**。

## 2-1. 応募要件 (3)

### (3) 同一の相手国企業との提案

- 過去に本事業に採択されたことのある本邦企業（現在本事業を実施中の本邦企業を含む）が、同一の相手国企業との共同研究開発を対象として本事業に提案することについては、その技術内容が新規のものであるか否かにかかわらず、これを認めません。

(例)



## 2-1. 応募要件 (4)

### (4) 助成対象費用

(「課題設定型産業技術開発費助成金交付規程」第6条)

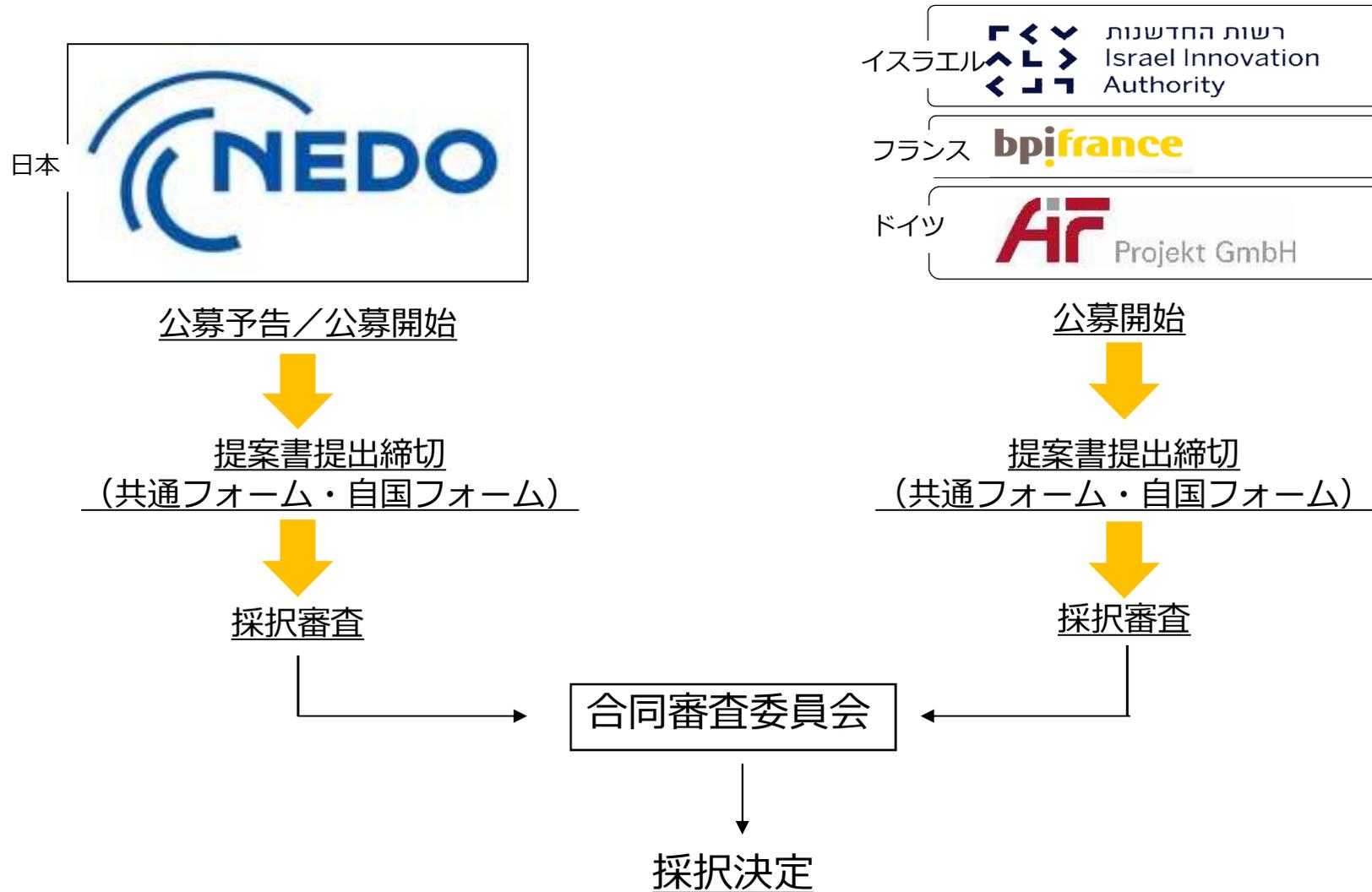
項目
<b>I. 機械装置等費</b>
1. 土木・建築工事費
2. 機械装置等製作・購入費
3. 保守・改造修理費
<b>II. 労務費</b>
1. 研究員費
2. 補助員費

項目
<b>III. その他経費</b>
1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費
<b>IV. 委託費・共同研究費</b>

- ✓ 相手国企業側の費用は、NEDOの助成の対象とはなりません。(相手国側ファンディング機関の制度により支援を受けます)
- ✓ 「IV. 委託費・共同研究費」を計上する場合は、助成対象費用の総額の50%未満であることが必要です。

# 3 - 1. 助成先の選定方法 (1)

## (1) 公募実施～採択までの流れ



## 3 – 1. 助成先の選定方法（2）

---

### （2）審査の方法

- 日本側は、①**外部有識者による採択審査委員会**と②**NEDO内に設置する契約・助成審査委員会**の二段階で審査を実施します。
- 採択審査委員会では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる**助成事業者候補を選定**します。必要に応じて**資料の追加・プレゼンテーションの実施等をお願いする**場合があります。
- 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D Oが定める基準等に基づき、**実施者を決定**します。
- 両国それぞれの審査結果を基に、**両国で合同審査委員会を開催し、助成事業者**を最終決定します。
- **助成事業者の選定は非公開**で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

## 3 - 1. 助成先の選定方法 (3)

### (3) 採択審査委員会 (日本) の審査基準 (公募要領 7. (2) 参照)

採択審査基準	
1. 研究開発内容の研究目標・計画	
(1)	研究開発内容の新規性、技術の優位性
(2)	研究目標・計画の妥当性
2. 国際共同研究の必要性、有効性及び実施体制	
(3)	国際共同研究の必要性、有効性
(4)	国際共同研究の実施体制の妥当性
3. 事業化・実用化計画、リスク対策	
(5)	事業化・実用化の実現可能性
(6)	事業化・実用化におけるリスク対策

## 3 – 1. 助成先の選定方法（4）

### （4）契約・助成審査委員会における選考基準

#### i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 助成事業の目標がN E D Oの意図（コファンド事業の趣旨）と合致していること。
2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
3. 助成事業の経済性が優れていること。

#### ii. 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。（国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にN E D Oが指定する相手国の公的資金支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）当該開発等に必要な設備を有していること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関してN E D Oの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

## 3 – 2. 採択結果の公表及び通知

---

### (1) 通知方法・時期

- 採択された事業については、**N E D Oから提案者に通知**します。
- 不採択の場合も、審査結果を添えてその旨を通知します。
- 採択された事業に関しては、提案者の氏名、助成事業の名称及び助成事業の概要を**N E D Oのウェブサイト**に公表します。

### (2) その他

- 採択審査委員の所属、氏名について、採択決定後にN E D Oのウェブサイト
- 必要に応じて**ニュースリリースを行う場合があります**。助成事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前にN E D O国際部までご相談ください。

## 4. 留意事項

### (1) 共同研究契約・知的財産の取り扱いについて

- 提案事業の実施にあたっては、事業の開始前までに提案に沿って速やかに必要な**共同研究契約**を相手国企業等と締結してください。
- なお、共同研究契約には、相手国企業等との**知的財産権の取り扱い**についても規定するようにしてください（ドラフト段階で拝見させていただきます）。
- 相手国側の体制に研究機関が含まれている場合、相手国側の研究機関の研究開発成果は、他のパートナーの許可を得ることなく公表してよいルールがあるので、知的財産権の取扱いを合意する際にご留意ください。

### (2) 報告書の提出

- 助成事業が完了した際には、速やかに、**事業全体の期間にわたる報告書**を提出していただきます。

### (3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

- 応募に際し、併せてe-Radへ応募基本情報を申請することが必要です。連名の場合には、代表して一法人から登録を行ってください。
- 詳細は、e-Radポータルサイトをご確認ください。<<http://www.e-rad.go.jp/>>
- 登録手続きに2週間以上かかる場合がありますので、ご注意ください<sup>19</sup>

## 4. 留意事項

### (4) 企業化状況報告書等の提出（規程第24条）

- 採択された事業にあつては、助成事業完了後に企業化に努めていただくとともに、**5年後までの「企業化状況報告書」を毎年度末までに提出**していただきます。

### (5) 収益納付（規程第25条）

- 当該助成事業の企業化等により、**収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付**していただくことがあります。
- 対象期間：事業完了年度の翌年度以降5年間。
- 収益納付額 = 助成事業に関わる当該年度収益額 × 助成金寄与度

### (6) 処分制限財産の取り扱い（規程第16条）

- 助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には**処分制限**があります。

## 4. 留意事項

---

### **(7) 共同研究の中止・終了等の場合の通知**

- 相手国企業と共同研究の実施ができなくなることが判明した場合は、速やかにNEDOに対して、共同研究契約の終了予定日又は解除予定日及びその理由等と共に通知してください。
- その通知結果をもとにNEDOにて、本助成事業の期間短縮、中止等を決定します。

### **(8) 相手国側実施機関による資金支援の終了等**

- 相手国企業が相手国側実施機関から資金支援を受けることができなくなった又は資金支援を受けていない（自主的な取り下げ・取りやめも含む）ことが判明した場合は、速やかにNEDOまで当該状況が発生した理由と共に通知してください。
- その場合、原則として、その時点で日本側の助成も終了することにします。

## 5. 参考情報

### (1) 採択テーマ一覧

No	テーマ名	実施者	実施期間
イスラエル			
1	光学マイクロフォンを利用したヘッドセットを用いた高騒音下でも使用可能な音声認識システムの研究開発	株式会社フュートレック 株式会社ATR-Trek	平成27～29年度
2	サイバー・フィジカル統合セキュリティ基盤の研究開発	日本電気株式会社	平成27～29年度
3	スマート社会実現に向けたIoT用光アクセスプラットフォームの研究開発	沖電気工業株式会社	平成27～28年度
4	パブリックセーフティ向け自立分散型LTE無線通信システムの研究開発	日本無線株式会社	平成28～29年度
5	車載表示機器における対象物追尾AR表示トラッキング技術の研究開発	株式会社リコー	平成28～29年度
6	スマートピンチバルブの研究開発	旭有機材株式会社	平成29～30年度
7	公共・自営安心安全LTEモバイルエッジコンピューティング、サイバーセキュリティシステムの研究開発	日本無線株式会社	平成30～31年度

## 5. 参考情報

### (1) 採択テーマ一覧

No	テーマ名	実施者	実施期間
<b>フランス</b>			
8	蛍光ナノイメージングを用いた創薬支援システムの開発	コニカミノルタ株式会社	平成27～29年度
9	ライダー用可視・紫外レーザ光源の研究開発	株式会社オキサイド	平成27～29年度
10	半導体検査装置用266nm高出力ピコ秒パルスファイバレーザ光源システムの実用化開発	株式会社オキサイド	平成29～31年度
<b>ドイツ</b>			
11	非周期分極反転波長変換デバイスによるライフサイエンス用実時間デュアル光コムスペクトロスコープシステムの実用開発	株式会社オキサイド	平成29～31年度
12	形状記憶ポリマー3Dプリントステントを有するステントグラフィトの開発	キョーラク株式会社	平成30～31年度
13	CFRTP高圧パイプ用 高機能TPUDテープシステムとATLシステムにおけるAI品質評価/データ解析システムの研究開発	丸八株式会社	平成30～31年度
14	低熱膨張高強度セラミックコンポジットの開発	スーパーレジン工業株式会社	平成30～31年度

## 5. 参考情報

### (2) 応募件数・採択件数

対象国/事業	公募回数/採択年度	応募件数	採択件数
フランス	第1回/H27年度	5	2
	第2回/H29年度	4	1
	第3回/H30年度	3	1
イスラエル	第1回/H27年度	7	3
	第2回/H28年度	5	2
	第3回/H28年度	2	0
	第4回/H29年度	3	1
	第5回/H30年度	3	1
ドイツ/ZIM	第1回/H29年度	8	2
	第2回/H30年度	4	2
ドイツ/CORNET	第1回/H29年度	1	0
	第2回/H30年度	0	0
合計		45	15 (内1件辞退)

# Ⅱ. 国別公募情報

# 6-1. イスラエル（背景・経緯）

～強化される国家レベルでの協力関係～

ネタニヤフ首相の訪日（2014年5月）及び安倍総理のイスラエル訪問（2015年1月）の成果として、日・イスラエル二国間関係は、「包括的パートナーシップの構築」に向け、発展中。

## 政治・防衛分野

- ・各種政府間協議の開催
- ・要人往来、人的交流（ヤングリーダーズプログラムによる日本人招聘）



## 投資環境の整備

- ・投資協定の実質合意（2015年12月）

## サイバー協力

- ・日イサイバー協議
- ・サイバー企業への投資
- ・「サイバーテック」日本パビリオン設置

## 科学技術協力

- ・イスラエルイノベーションオーソリティとの産業技術協力
- ・科学技術宇宙省との研究協力（ICT等）

## 地域経済開発

- ・平和と繁栄の回廊イニシアティブ
- ・農産物加工団地開発協力

## 6-1. イスラエル（背景・経緯）

### ～日本初の産業R&D分野のイスラエルとの研究協力事業～

- 2014年5月のネタニヤフ首相訪日時に、茂木経済産業大臣（当時）と産業R&D分野の協力を検討していくことで合意。
- 同年7月6日、茂木大臣（当時）がイスラエルを訪問し、ベネット経済大臣と協力覚書を締結。
- また、この協力覚書に基づき、NEDOとイスラエル産業技術開発センター（MATIMOP）は「日イスラエル企業の研究開発協力のための覚書」を締結。
- 上記合意に基づき、NEDOとMATIMOPは、コファンド・日本-イスラエル研究協力開発事業を開始。
- 2018年2月にNEDOとMATIMOPの後継機関であるIIAは上記の覚書を継承した覚書（更新版）に署名。



茂木経済産業大臣（当時）とベネット  
経済大臣による覚書署名（2014年7月6日）



NEDO古川理事長とMATIMOPヒバート所  
長による覚書署名（2014年7月6日）

## 6-2. イスラエル（公募スケジュール）



イスラエル側

公募開始

1月28日

↓  
関心表明書提出締切  
(共通フォーム)

3月25日

↓  
提案書提出締切  
(共通フォーム・自国フォーム)

4月8日

↓  
審査

7月中旬

合同審査委員会

↓  
7月中旬以降  
採択通知、助成金交付決定、事業開始

日本側

公募開始



↓  
関心表明書提出締切  
(共通フォーム)

↓  
提案書提出締切  
(共通フォーム・自国フォーム)

↓  
審査

## 6-3. イスラエル（応募書類一覧）

No.	書類名	資料（様式）	提出部数
<b>[A] 提案書・日イスラエル共通様式</b>			
A1	「Bilateral Application Form」（英文） ※和文対訳の作成は不要	指定あり	8部（全頁の写し）
A2	知的所有権の取り扱いに関わる覚書（LOI）等	指定なし	1部（全頁の写し）
<b>[B] 提案書・NEDO様式</b>			
B1	提案書	別添1	8部（正1部、副7部）
B2	事業成果の広報活動について	別添2	1部
B3	非公開としたい提案内容	別添3	1部
B4	研究経歴書	別添4	8部
B5	利害関係確認情報	別添5	1部
B6	提案書類受理票	別添6	1部
B7	費用積算表（年度毎）	別紙1	8部
B8	会社概要（パンフレット等）	指定なし	8部
B9	直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	指定なし	8部
B10	e-Rad応募基本情報	PDFファイル	1部（全頁の写し）
B11	電子媒体（A1（PDF）、B1（Word）、B7（Excel）が対象）	CD-R	1枚

\* 【B6】で提出書類の不足がないか確認した上で、申請書類を提出してください。

## 6-4. イスラエル（提出期限・提出方法）

### （1）提出期限

①関心表明書（別紙2）：**2019年3月25日（月）中**

- ✓ NEDO宛にメールにてご提出ください。メールアドレスは公募要領の「5.(6)関心表明書の提出期限、提出先」を参照。

②提案書【A・B】：**2019年4月8日（月）12:00必着**

- ✓ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

### （2）提出先（②提案書【A・B】）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
－国際部「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」事務局宛

※郵送の場合は、封筒に『「国際研究開発／コファンド事業／日本－イスラエル研究開発協力事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。

※対面提出の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

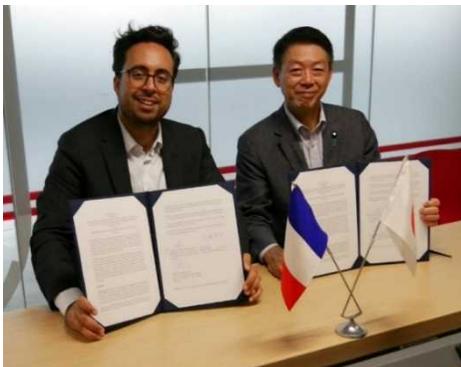
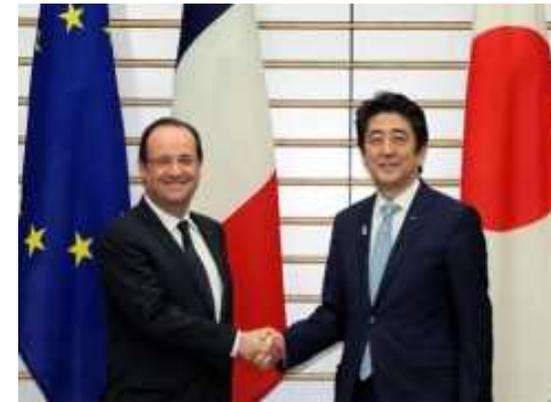
## 6 – 5. 参考（イスラエル側の支援制度概要）

項目	内容
支援機関	The Israeli Innovation Authority (IIA)（2016年にMATIMOP及びOCSが統合） （イスラエル経済産業省の外庁機関）
実施形式	助成事業（補助率：最大50%まで。実際の補助率は、国の毎年の予算規模、イスラエル側提案者の他の補助金の受給状況、企業規模等を勘案し、審査により任意の率が設定される）
実施期間	最長2年だが、毎年交付申請の必要がある。
交付条件	収益納付条件あり ・ 収益納付額 = 助成事業に関わる当該年度収益額 × 助成金寄与度（最低3%） ・ 事業化されなかった場合は、返納の必要はない。
応募者要件	提案者（イスラエル側）は企業のみ（企業から大学等への委託は可）
公式URL	<a href="https://innovationisrael.org.il/en/program/japan-israel-rd-cooperation-program">https://innovationisrael.org.il/en/program/japan-israel-rd-cooperation-program</a>

# 7-1. フランス (背景・経緯)

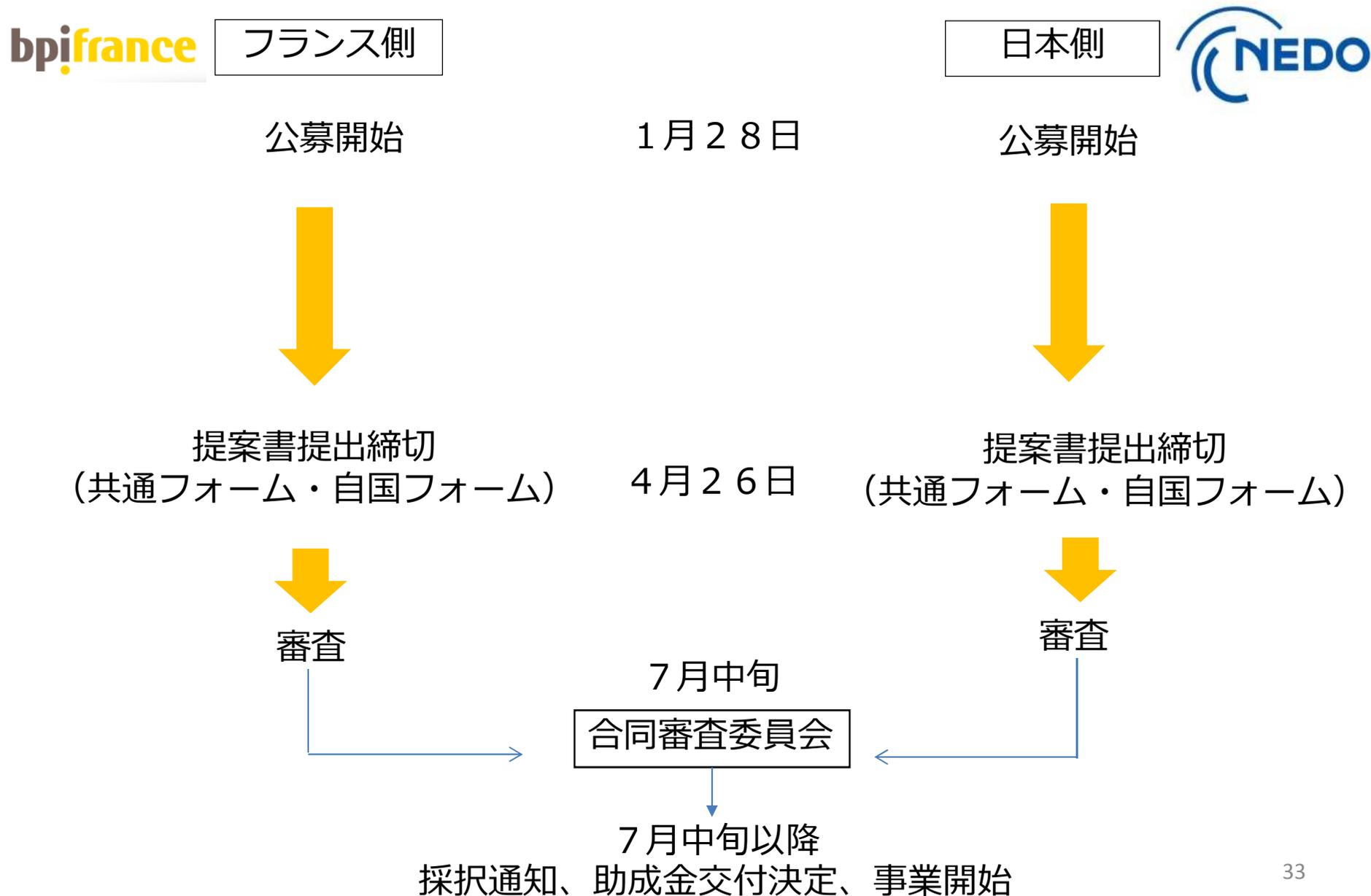
## ～強化される国家レベルでの協力関係～

- 2013年6月のフランソワ・オランド大統領と安倍総理大臣による日仏首脳会談において、両国は安全保障・成長・イノベーション・文化を振興するための「特別なパートナーシップ(partenariat d'exception)」関係にあることを確認。
- 日仏共同声明は以下の点にも言及。  
『エネルギー及び持続可能な開発は、二国間協力における2つの重要な分野である。両首脳は、エネルギー政策に関する深く掘り下げた対話の継続を奨励するとともに、エネルギー効率、再生可能エネルギーの開発及び環境保護に関して両国の関心が一致していることに留意する。両首脳は、特にスマートシティの分野における両国の企業間パートナーシップを推進するため、産業協力に関する議論を拡大することを確認する』



- 2018年7月、フランスを訪問した武藤経済産業副大臣は、経済産業省とフランス経済財務省及び首相府デジタル官房との間で、イノベーション・デジタル分野での協力を進める旨の共同声明を発表。
- 日仏共同声明では、日仏両国のスタートアップ支援や、産総研とフランス国立科学研究センター間の研究協力の強化、NEDOとBPIFRANCE（ビーピーアイフランス）間の共同助成プロジェクトの強化、G20及びG7会合に向けた二国間対話の開催等について、協力して取り組んでいくことに合意。

## 7-2. フランス（公募スケジュール）



## 7-3. フランス（応募書類一覧）

No.	書類名	資料（様式）	提出部数
1	提案書	別添1	8部（正1部、副7部）
2	事業成果の広報活動について	別添2	1部
3	非公開としたい申請内容	別添3	1部
4	研究経歴書	別添4	1部
5	利害関係の確認について	別添5	1部
6	費用積算表（年度毎）	別紙1	1部
7	日仏共通提出フォーム	別紙2	8部
8	相手国企業と締結した共同研究契約書、もしくは共同研究の意思を示す覚書の写し	指定なし	1部
9	会社概要（パンフレット等）	指定なし	1部
10	直近（3年分）の事業報告書及び財務諸表	指定なし	1部
11	e-Rad応募基本情報	PDFファイル	1部（全頁の写し）
12	電子媒体（No.1 別添1（Word）、No.6 別紙1（Excel）、No. 7 別紙2（PDF）が対象）	CD-R	1枚
13	提案書類受理票	別添6	1部

\* No.13 提案書類受理票で提出書類の不足がないか確認した上で、提出してください。

## 7-4. フランス（提出期限・提出方法）

---

### （1）提出期限

**2019年4月26日（金）12:00必着**

- ✓ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

### （2）提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
－国際部「国際研究開発／コファンド事業／日本－フランス研究開発  
協力事業」事務局宛

- ※郵送の場合は、封筒に『「国際研究開発／コファンド事業／日本－フランス研究開発協力事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。
- ※対面提出の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

## 7-5. 参考（フランス側の支援制度概要）

項目	内容
支援機関	Bpifrance（フランス公的投資銀行）
目的	産業化・商業化を目指すイノベーション技術開発の支援
対象	従業員数2,000名以下、且つ従業員数2,000名以上の企業グループに属していない企業
支援条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・ Avance récupérable 又は Prêt à Taux Zéro pour l'Innovation (PTZI)</li><li>・ 支援率は25%~65%</li><li>・ 支援条件はプログラム進捗状況、リスク、企業の財務状況等により異なる</li><li>・ 支援はプロジェクトの金額、期間、工程等により、一回払い若しくは複数回払い</li><li>・ 仏企業と日本企業間の共同開発契約の提出が条件</li></ul>
対象技術	具体的な商業化プランを有する商品、プロセス、イノベーティブなサービスに向けた研究開発
公式URL	<a href="https://www.bpifrance.fr/">https://www.bpifrance.fr/</a>

## 8-1. ドイツ（背景・経緯）

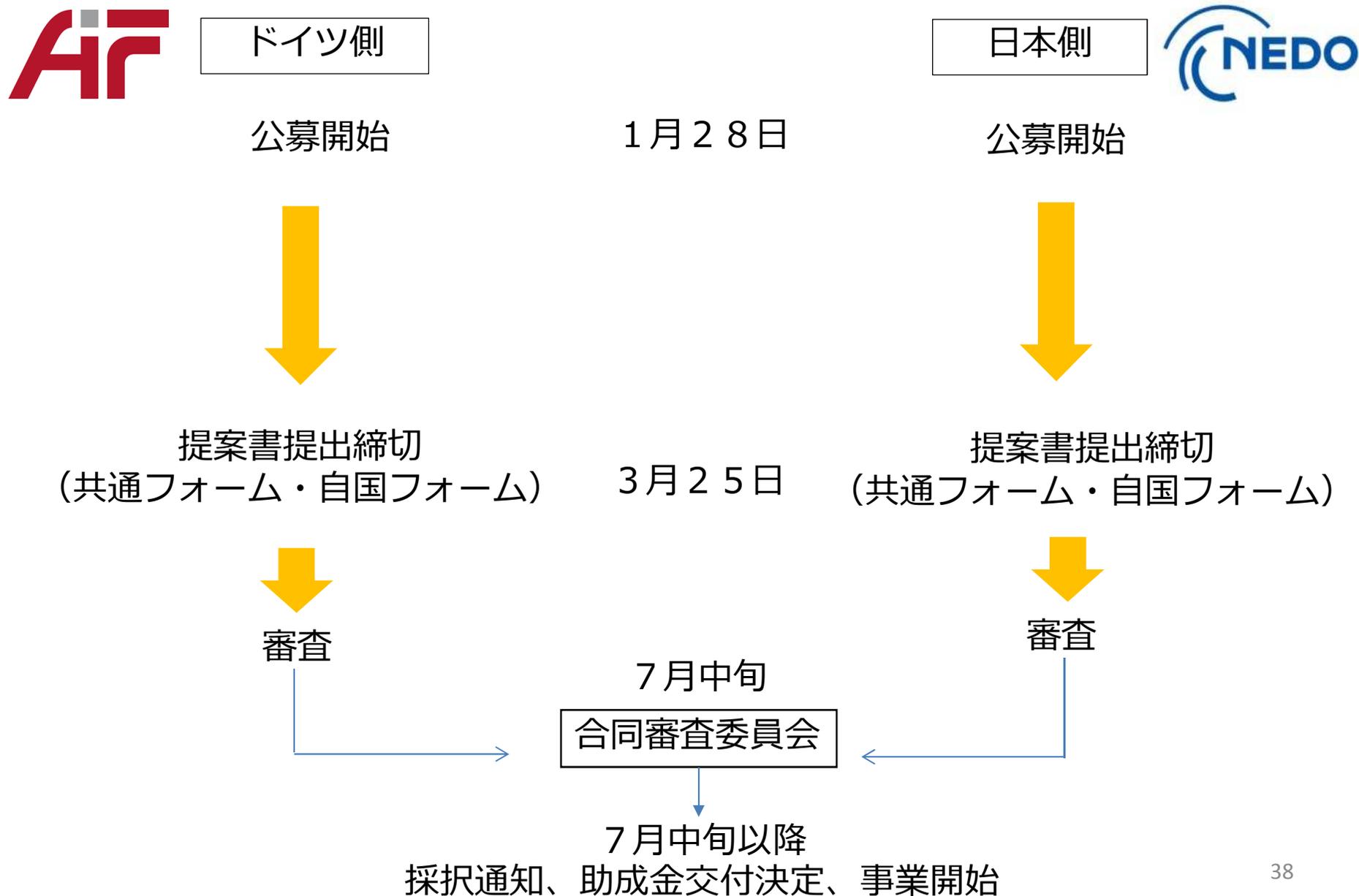
- 2015年3月の日独首脳会談において、日独間で製造業におけるIoT/インダストリー4.0協力を推進していくことに合意。
- 2016年4月に、経済産業省とドイツ連邦経済エネルギー省(BMWi)との間で、サイバーセキュリティや国際標準、研究開発等での連携を進める次官級の共同声明に署名。
- 2017年3月にドイツ・ハノーバーで開催された「**国際情報通信技術見本市 (CeBIT2017)**」の会場にて、これまでの進捗の確認と今後の協力を深化させる「**ハノーバー宣言**」を、閣僚級で署名。
- 加えて、**経済産業省、NEDO、BMWiと「研究・開発及びイノベーションに関わる相互協力に係る共同声明」を締結**（下記写真）。
- 上記合意に基づき、NEDOとBMWiは、平成29年度より「国際研究開発／コファンド事業／日本－ドイツ研究開発協力事業」を開始。



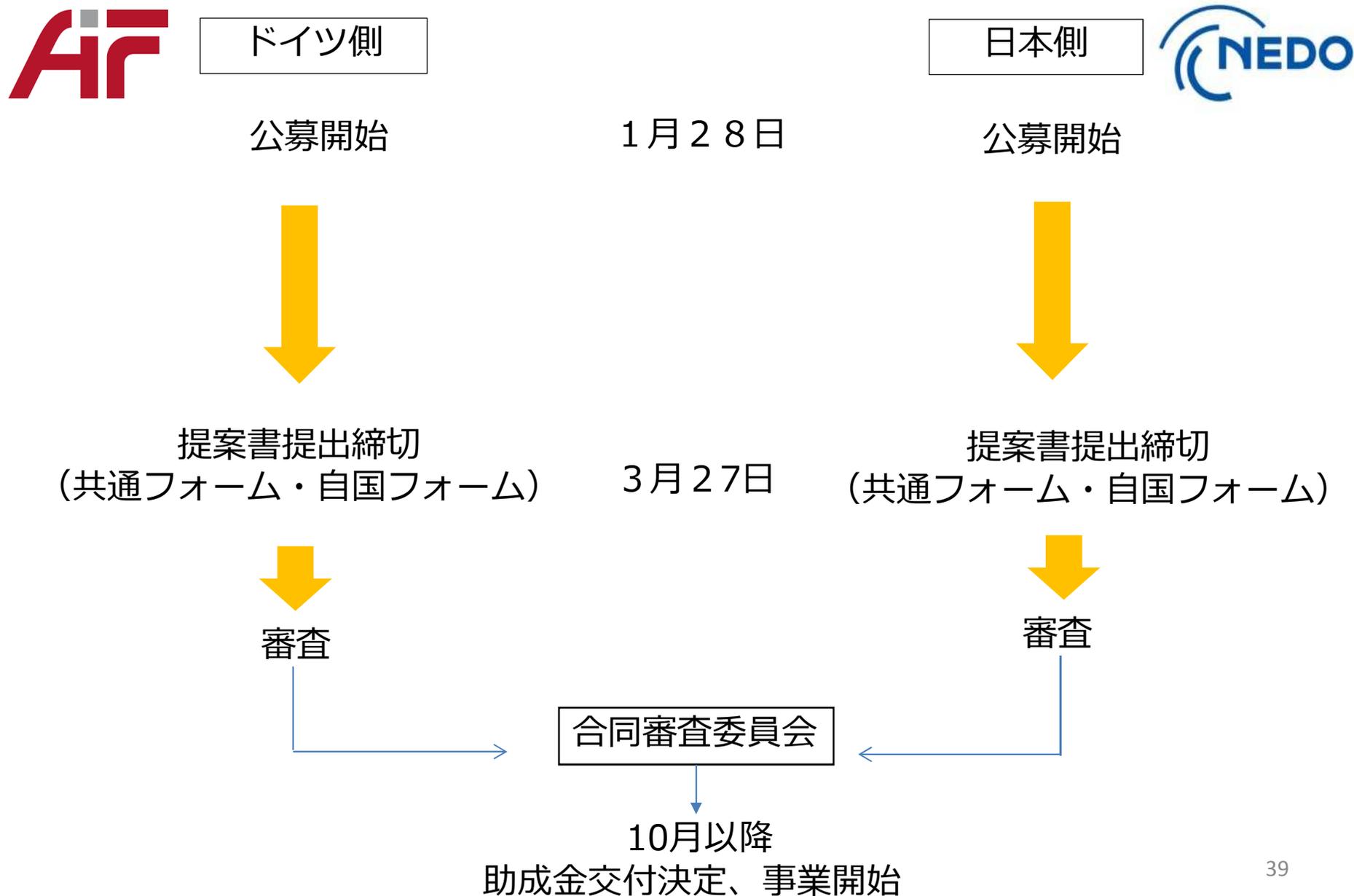
調印式の様子

（世耕経済産業大臣、NEDO古川理事長、Zypriesドイツ連邦経済エネルギー大臣による覚書署名（2017年3月19日）

## 8-2. ドイツ（公募スケジュール、ZIM）



## 8-2. ドイツ（公募スケジュール、CORNET）



## 8-3. ドイツ（応募書類一覧）（ZIM）

No.	書類名	資料（様式）	提出部数
1	提案書	別添1	8部（正1部、副7部）
2	事業成果の広報活動について	別添2	1部
3	非公開としたい申請内容	別添3	1部
4	研究経歴書	別添4	1部
5	利害関係の確認について	別添6	1部
6	費用積算表（年度毎）	別紙1	1部
7	日独共通提出フォーム	別紙2	8部（正1部、副7部）
8	相手国企業と締結した共同研究契約書、もしくは共同研究の意思を示す覚書の写し（ZIMのみ）	指定なし （別紙3参照）	1部
9	会社概要（パンフレット等）	指定なし	8部
10	直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	指定なし	8部
11	e-Rad応募基本情報	PDFファイル	1部（全頁の写し）
12	電子媒体（No.1 別添1（Word）、No.6 別紙1（Excel）、No.7 別紙2（PDF）が対象）	CD-R	1枚
13	提案書類受理票	別添6	1部

No. 7、No. 8はドイツ側実施事業者からAiF担当者にも電子メールで送付いただく必要があります（別紙3参照）。  
No.13で提出書類の不足がないか確認した上で、提出してください。

## 8-3. ドイツ（応募書類一覧）（CORNET）

No.	書類名	資料（様式）	提出部数
1	提案書	別添1	8部（正1部、副7部）
2	事業成果の広報活動について	別添2	1部
3	非公開としたい申請内容	別添3	1部
4	研究経歴書	別添4	1部
5	利害関係の確認について	別添6	1部
6	費用積算表（年度毎）	別紙1	1部
7	日独共通提出フォーム	別紙2	8部（正1部、副7部）
8	会社概要（パンフレット等）	指定なし	8部
9	直近の事業報告書及び直近3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）	指定なし	8部
10	e-Rad応募基本情報	PDFファイル	1部（全頁の写し）
11	電子媒体（No.1 別添1（Word）、No.6 別紙1（Excel）、No.7 別紙2（PDF）が対象）	CD-R	1枚
12	提案書類受理票	別添6	1部

No.12提案書類受理票で提出書類の不足がないか確認した上で、提出してください。  
CORNETへの提出資料はドイツ側コンソーシアムと確認の上、ドイツ側の公募要領に従って提出して下さい。

## 8-4. ドイツ（提出期限・提出方法）

### （1）提出期限

2019年3月25日（月） 12:00必着（ZIM）

2019年3月27日（水） 12:00必着（CORNET）

- ✓ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、機構ホームページにてお知らせいたします。

### （2）提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）  
－国際部「国際研究開発／コファンド事業／日本－ドイツ研究開発協力事業」事務局宛

- ※郵送の場合は、封筒に『「国際研究開発／コファンド事業／日本－ドイツ研究開発協力事業」に係る提案書在中』と朱書きのこと。
- ※対面提出の場合はミューザ川崎16階の「総合案内」の受付の指示に従うこと。

## 8-5. 参考（ドイツ側の支援制度概要）

項目	内容
支援機関	The German Federation of Industrial Research Associations (AiF) 資金枠組みはBMW i (連邦経済エネルギー省) で、AiFは実施機関。
支援プログラム	The Central SME Innovation Programme (「ZIMプログラム」：中小企業支援向けの 研究開発支援事業)
支援対象先	中小企業、研究機関
実施形式	総事業費の55%が助成上限比率 (380,000ユーロ/1社) 研究所の場合は100%の助成 (190,000ユーロ/1研究機関)
実施期間	原則 2 年間
応募者要件	ドイツ企業 1 社が必ず含まれることが条件。研究機関等が体制に加わることは可。 また、他国の企業や研究機関等が体制に含まれることは可能だが、ドイツ・日本側からは当該企業・研究機関等へ資金援助は成されない。
対象技術	限定なし
公募情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ZIMホームページ <a href="https://www.aif.de/en/central-innovation-programme-sme.html">https://www.aif.de/en/central-innovation-programme-sme.html</a></li> <li>・ ZIM公募情報 (独語のみ) <a href="https://www.zim.de/ZIM/Redaktion/DE/Artikel/international-aktuelle-ausschreibungen.html">https://www.zim.de/ZIM/Redaktion/DE/Artikel/international-aktuelle-ausschreibungen.html</a></li> </ul>

## 8-5. 参考（ドイツ側の支援制度概要）

項目	内容
支援機関	The German Federation of Industrial Research Associations (AiF) 資金枠組みはBMW i (連邦経済エネルギー省) で、AiFは実施機関。
支援プログラム	CORNET (Collective Research Network)
支援対象先	以下3つのグループで構成されるプロジェクトコンソーシアム 〔1〕 技術組合等の組合又は中小企業が2社以上含まれる企業グループ 〔2〕 研究機関等 〔3〕 研究成果が共有される中小企業5社以上が含まれる企業グループ
実施期間	原則 2 年間
研究テーマ	「未競争領域」 特定の企業の利益に繋がる研究ではなく、参加する複数の組織がその研究成果を共有できるもの。
対象技術	限定なし
公募情報	<ul style="list-style-type: none"><li>・ CORNETホームページ <a href="https://www.cornet.online/">https://www.cornet.online/</a></li><li>・ CORNET公募情報 <a href="https://www.cornet.online/calls-for-proposals/current-calls/">https://www.cornet.online/calls-for-proposals/current-calls/</a></li></ul>

## 9. 問い合わせ先

---

- 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
  - 国際部「国際研究開発／コファンド事業」公募事務局
  - E-mail: [international@ml.nedo.go.jp](mailto:international@ml.nedo.go.jp)

NEDO助成事業に係る運用の詳細は、以下をご参照ください。

- 課題設定型産業技術開発費助成金交付規程（及び各種様式）

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_koufukitei\\_koufukitei.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html)

- 平成29年度版 課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル

[http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo\\_josei\\_manual\\_manual.html](http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html)